

座間市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）及び介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて（平成27年6月5日老発0605第5号厚生労働省老健局長通知）において使用する用語の例による。

(実施する事業等)

第3条 市が実施する総合事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 法第115条の45第1項第1号に規定する次に掲げる事業を行う事業（以下「第1号事業」という。）

ア 第1号訪問事業

イ 第1号通所事業

ウ 第1号生活支援事業

エ 第1号介護予防支援事業

(2) 法第115条の45第1項第2号に規定する一般介護予防事業（以下「一般介護予防事業」という。）

2 第1号事業は、市が直接実施するもののほか、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者による方法

(2) 法第115条の47第5項に規定する施行規則第140条の69に規定する基準に適合する者に対する委託による方法

(3) 施行規則第140条の62の3第1項第2号に規定する基準に適合する者に対する補助による方法

- 3 一般介護予防事業は、市が直接実施するもののほか、次に掲げる方法により行うものとする。
 - (1) 法第115条の47第5項に規定する施行規則第140条の69に規定する基準に適合する者に対する委託による方法
 - (2) 施行規則第140条の62の3第1項第2号に規定する基準に適合する者に対する補助による方法
- 4 第1号事業の従事者は、必要に応じ、市が定める研修を受講するものとする。
(総合事業の対象者)

第4条 第1号事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 居宅要支援被保険者
 - (2) 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第197号)に掲げる様式第1(以下「基本チェックリスト」という。)の記入内容が、同基準様式第2に掲げるいずれかの基準に該当した第1号被保険者(以下「事業対象者」という。)
- 2 一般介護予防事業の対象者は、全ての第1号被保険者及びその支援のための活動に関わる者とする。
(第1号事業支給費等)

第5条 法第115条の45の3第2項に規定する第1号事業支給費(以下「第1号事業支給費」という。)の額の算定に関する基準については、同項及び別に定めるところによる。

- 2 次の各号に掲げる者に対する第1号事業支給費の支給限度額は、それぞれ当該各号に定めるものとする。
 - (1) 居宅要支援被保険者 法第55条第1項の規定を準用する。
 - (2) 事業対象者 居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額(平成12年厚生労働省告示第33号)第2号イに規定する単位数により算定した額とする。
- 3 前項第2号に規定する1単位当たりの単価の額は、厚生労働大臣が定める1単位の単価(平成27年厚生労働省告示第93号)による。
(高額介護予防サービス費等相当事業)

第6条 市長は、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業(以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。)を実施することができる。

- 2 高額介護予防サービス費等相当事業の利用者負担段階及び負担限度額等については、法第61条

及び第61条の2に定める規定を準用する。

(指導及び監査)

第7条 市長は、総合事業の適切かつ有効な実施のため、第1号事業を実施する者に対して必要な指導及び監査を行うものとする。

(不正利得の徴収等)

第8条 市長は、偽りその他不正な行為により、利用者が第1号事業支給費の支給を受けたとき又は指定事業者が第1号事業支給費の支払を受けたときは、当該支給費の額の全部又は一部の返還を求めることができる。

(実施細目)

第9条 この規則に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。